

会 議 録

- 1 附属機関の名称 水戸市個人情報保護運営審議会
- 2 開催日時 令和4年8月30日(火)午後3時30分から午後5時まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室4
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 水口 二良, 古屋 等, 野口 宏, 町 英朋, 橋爪 英輔,
石川 知子, 田山 知賀子
 - (2) 執行機関
総務法制課 雲藤 陽子, 根岸 正弥, 横倉 孝悠, 芳賀 美穂
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 議題
個人情報の保護に関する法律の改正に伴う新条例の制定について
 - (2) 公開・非公開の別 公開
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数(公開した場合に限る。) 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 諮問書
 - (2) 個人情報保護制度見直しの全体像
 - (3) 個人情報の保護に関する法律(平成17年法律第54号)(令和5年4月1日時点)
 - (4) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編(簡易版))
 - (5) 水戸市個人情報保護条例(平成16年水戸市条例第44号)
 - (6) 水戸市長における個人情報の保護に関する規則(平成17年水戸市規則第31号)
 - (7) 現行条例と新法の適用の差異等
 - (8) 水戸市附属機関の会議の公開に関する規程(平成16年水戸市規程第2号)
 - (9) 答申書

9 発言の内容

(総務法制課) 本日は御多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。
ただいまから、令和4年度第1回水戸市個人情報保護運営審議会を開会いたします。
よろしくお願いいたします。

本日の審議会は、任期を新たにして最初の審議会でございます。新しい方もおられますので、まず、最初に自己紹介をお願いいたします。____委員から、時計回りでお願いいたします。

(委員の自己紹介)

(総務法制課) ありがとうございます。続きまして、会長と副会長の選出を行いたい
と存じます。

会長及び副会長につきましては、委員の互選により選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。

(会長及び副会長の選出)

(総務法制課) ありがとうございます。では会長は____委員、副会長は____委員と決定
いたしました。それでは席の移動をお願いいたします。

(席の移動)

(総務法制課) ありがとうございます。それでは水戸市個人情報保護条例第44条第1
項の規定に基づきまして、____会長に議長をお願いいたします。

(議長) ただいま会長に選出していただきました、____と申します。非力ではあります
が精一杯努めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

初めにこの審議会の会議の公開等につきまして、事務局から説明をお願いします。

(総務法制課) この審議会でございますが、お配りしました資料8の水戸市附属機関の
会議の公開に関する規程第3条に基づきまして、原則公開となるものでございます。
また、同規程の第7条により、会議終了後に、会議録を作成し、2人以上の委員の
署名をいただいた上で公開をすることとなります。つきましては、会議録に署名す
る委員を2名選出していただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(議長) 署名ですが、____委員と____委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、会議録の署名は、____委員と____委員にお願いいたします。
では、本日の委員会の流れにつきまして事務局から御説明いただきます。

(総務法制課) 令和3年、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されまして、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正がなされたところがございます。令和5年4月1日から、全国の自治体において一律、個人情報保護法が適用されることとなりました。本市におきましても、個人情報の保護の事務取扱についての根拠はその法律となるものがございます。既存の個人情報に係る規定の見直しを行う必要があります。

本日は、まず、個人情報保護法の改正に伴い、水戸市の条例で定める内容について諮問をさせていただきます。その後、制度等の説明の上で、当該条例の内容について御意見をいただく予定でございます。

(議長) ただいま流れにつきまして御説明がありましたが、ここまでについて何か御質問ございますか。

(発言する者なし)

(議長) 特にならなければ、諮問を行います。

(総務法制課 諮問書を読み上げ、会長に手渡す。)

(議長) 諮問書につきましては、写しがお手元にあるかと思います。それでは、諮問内容につきまして、総務法制課から御説明いただきます。

(総務法制課) 令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたところがございます。当該法律の第51条において、個人情報の保護に関する法律が改正されました。当該法律の公布につきましては、社会全体でデジタル化に対応した、個人情報の保護とデータ流通の両立が求められる中で、各自治体でこれまで別々に規定を設けているところですが、異なる規定や運

用が個人情報保護条例等に定められていることが、データ流通の支障になること、求められる法水準を満たさない団体があることがこれまで課題とされておりました。こうした課題に対応するため、各団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で定めたものでございます。

資料2の個人情報保護制度見直しの全体像を御参照いただきたいと思います。こちらの図については、ただいまの説明を図示したものでございまして、左下にあります現行の図が、今現在の個人情報保護制度を図示したものになります。それぞれの対象のところを見ていただくと、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等それぞれが個人情報保護に関するルールを定めているのが現在の状況でございます。右下の見直し後の図ですが、新しくできた新個人情報保護法によりまして、一律のルールが適用されることとなるものでございます。この新個人情報保護法のうち、国、民間企業に係る部分につきましては、今年度、既に令和4年度から適用されておりました、水戸市を含む地方公共団体につきましては、令和5年4月1日から適用されることが決まっているものでございます。

続きまして資料3、個人情報の保護に関する法律を御参照いただきたいと思います。こちらが令和5年4月1日時点での個人情報保護法の形になっておりました、地方公共団体に係る部分について申し上げますと、第3章個人情報の保護に関する施策等におきまして国・地方公共団体による個人情報の適正な取扱いに係る施策を講じることが規定として設けられております。第5章行政機関の義務等におきまして個人情報の保護について、実際に国と地方公共団体が、同じ規律を適用する規定が設けられているものでございます。具体的な内容としましては、個人情報の保有やその利用、提供の制限、個人情報ファイル簿の作成、公表、自己情報の開示や訂正、利用停止の請求、匿名加工情報の提供制度などが定められております。また、第6章におきましては、国の個人情報保護委員会について、地方公共団体における個人情報の取扱いについて、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行うことなどが定められているものでございます。

現在、本市では、水戸市個人情報保護条例を定めておりました、水戸市個人情報保護条例と新個人情報保護法につきましては、概ねの事項については差異がないものでございまして、実務上の変更点は少ないという内容になっております。主な違いとしましては、これまでの水戸市の個人情報保護条例の中では、死者に関する情報は個人情報としていたところですが、国の法律が適用になると、死者情報は個人情報に含まれないという扱いになることや自己情報の開示請求をするときに、これまでは本人か法定代理人しか認められなかったところ、法律では任意代理人による請求が可能となるといった違いなどが挙げられます。

続きまして、新個人情報保護法によりまして実際に水戸市の条例で定める事項について説明させていただきます。

資料1の諮問書の別紙を御参照いただきたいと思います。表の左側につきましては、項目の部分に新個人情報保護法によって各自治体の条例において定める必要がある事項と定めることができる事項をそれぞれ表したものでございます。表の右側につきましては、新たに水戸市の条例で定める内容などを示したものでございます。

1の開示請求に係る手数料でございます。開示請求を受ける際に、法律で手数料を定めることとなっております。本市におきましては、手数料を無料とするものでございます。こちらにつきましては、自己情報の訂正や利用停止の請求が法律に基づく開示請求をすることが前提となっております。自己情報の訂正や利用停止につきまして、請求の機会の確保の観点から無料とするものです。こちらは現行条例でも無料としているものでございます。また、手数料とは別なのですが、文書の写しの交付を求める場合などは、その実費の範囲内で費用を徴収することを条例で定めることとします。この費用徴収につきましては、現行条例で現状定めているものでございまして、その運用は同じとなるものでございます。

続きまして、2の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料についてでございます。この行政機関等匿名加工情報は、行政機関で持っている情報を、個人が特定できない情報にして、事業者の方々に提供するという制度でございます。その利用について、提案を事業者側から受けるのですが、その提案を受ける際の手数を定めるものとなっております。利用提案の受付についてですが、法律で都道府県と政令市につきましては、その制度運用が義務付けられているところですが、それ以外の市町村については、当分の間はその実施が任意となっているものでございます。利用提案の受付をしない場合については、手数料は、規定として設けなくてよいと国が示しているものでございます。本市におきましては行政機関匿名加工情報の利用提案について、慎重かつ適切な運用が求められるものであることから、令和5年4月時点での導入は見送ることに伴い、手数料の規定は設けないものとします。今後については、他の自治体の運用事例等を参考に、導入等の時期を検討していきたいと考えております。

3の条例要配慮個人情報に係る規定についてでございます。まず、前提としまして、要配慮個人情報が、法律第2条に定義されておりました。人種や信条、社会的身分、病歴や犯罪歴など、一般的に不当な差別や偏見、不利益が生じるような情報につきまして、その取扱いに特に配慮を要するものとして定められております。

条例要配慮個人情報なのですが、法律で定められている要配慮個人情報のほか、各自治体の地域の特性などに応じて取扱いに特に配慮を要するものを、条例で定めることができるものと法律で規定されております。本市につきましては、法律で定める要配慮個人情報以外に追加で必要となる事項は想定されないため、規定としては設けないという考えでございます。

4の個人情報ファイル簿以外の帳簿の作成及び公表についてでございます。新個

個人情報保護法におきまして、その事務ごとに1,000人以上の情報を含む個人情報ファイルを保有する場合は、どのような情報が含まれているかを記した個人情報ファイル簿を作成し、それを公表することが定められております。現在水戸市におきましては、法律と同じく、1,000人以上の情報を含む個人情報ファイルについて作成と公表をしております。その他の帳簿の作成は行っていないものでございます。法律が適用になると、記載事項は、若干変更するものがありますが、現状の個人情報ファイル簿に記載事項を改めた上で公表し、それ以外の帳簿については作成しないため、規定を設けないものでございます。

5の不開示情報の整合調整についてでございます。新法第78条第1項におきまして、開示請求があった場合の不開示情報として、例えば、開示請求者以外の第三者の個人情報、法人の内部情報や行政機関の情報で公にすることによって、その事務執行に支障が生じる情報などが規定されております。同じく新法第78条第2項におきまして、今申し上げた不開示情報について、各自治体の情報公開条例で定める不開示情報との整合を図って、不開示情報を開示情報にする場合や、逆に開示情報を不開示情報とする必要がある場合につきましては、条例で定める必要があるものでございます。本市におきましては、新しい法律と、水戸市の情報公開条例において、不開示情報について、整合性を図る必要があるものはないと考えておりまして、条例としては、規定は設けないものでございます。

6は、開示請求、訂正請求、利用停止請求等の請求と、審査請求の手續に関する事項の調整ということで、法律に反しない範囲で、条例で必要な事項を定めることができるものとされております。新個人情報保護法におきましては、開示請求の請求書の記載事項が定められておりまして、開示請求をする人の氏名、住所、居所、保有個人情報が記録されている行政文書の名称など、その保有個人情報を特定するに足りる事項を記載することとされております。それ以外に実施機関で必要とする事項について記載を求めるため、条例において規定を設けるものでございます。その他の事項につきましては、法律の運用に合わせるものとなりまして、特に定めを設ける考えはございません。

次に、7の審議会の諮問についてでございます。新個人情報保護法におきまして、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合におきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとされております。この審議会につきましては、水戸市個人情報保護審議会を新たに条例で設置いたしまして、その上で、個人情報の適正な取扱いの確保のため、個人情報の保護に係る専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に、諮問を行うこととする旨を条例で定める考えでございます。こちらは、個人情報保護運営審議会を法律に基づく機関として、条例で位置付けた上で、継続していただく考えでござ

います。具体的な諮問の内容としましては、条例の内容を変える場合や保有特定個人情報についての評価をした場合の第三者評価をしていただくことなどを予定しているものでございます。

資料1の別紙としては以上ですが、現行の水戸市個人情報保護条例につきましては、法律の制定に伴いまして、廃止をするものでございます。

説明は以上でございます。

(議長) ありがとうございます。別紙の1から7につきまして、御説明いただきましたので、これから審議に入ります。皆様、御質問等ございましたら御発言いただきたいのですが。

(___委員) 別紙の5不開示情報の整合調整について確認させていただきたいのですが、右の欄で水戸市情報公開条例に定める不開示情報について、その整合性を確保する必要があるものはないため、規定は設けないものとする、と記されております。これは整合性をとる必要があるものはない、というのはどのような根拠で、どのように判断がされたのか。整合性チェックというのはしているのでしょうか、説明をしていただきたい。

(総務法制課) お手元の資料3の36ページに、法律第78条の規定がございます。こちらにつきまして、第78条第1項で「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」とございまして、以下の1号から7号までにおきまして、ここに記載のある情報は不開示情報として扱うものでございます。例えば1号ですと、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報につきましては、不開示情報として扱うというものです。2号以下において、第三者の個人情報や法人の内部情報、行政機関の事務の遂行に支障があるものと定められているところでございまして、こちらの記載事項につきましては、水戸市情報公開条例で実質同等のものが定められております。そういった意味で整合性を図る必要がないとするものです。実際には、記載方法が一部違う部分がありまして、例えば、第78条第1項第2号ハの部分で、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示するというもので記載があるところ、水戸市の情報公開条例では、この部分に、職員の職や、職務遂行の内容に係る部分のほかに氏名の記載がありまして、規定の記載の差異がある部分となります。この部分について国のQ&Aが出されておきまして、その氏名について、ここに記載がないことから不開示情報である

かという質問に対し、職員の職氏名は、一般的に公表される部分があり、開示情報として扱ってよいとする回答がございました。さきほど申し上げた水戸市の情報公開条例と一部記載方法の差異はあるのですが、実質的な運用をする場合には、開示する情報としては変わらない部分になります。ただし、今回新しい法律では、死者に関する情報は、個人情報に含まないものとなっているのですが、こちらにつきましては、水戸市の情報公開条例には、死者に関する情報は、個人情報として不開示情報とする規定がある部分でございます。この部分については、市で独自に死者情報を個人情報に含むことが許容されないものでございまして、こういった部分を除きましては実質同等の運用ができるものとして、検討したところでして、このようなことを踏まえまして、整合性を確保する必要があるものはないとしたところでございます。

(___委員) そうすると、いろいろ確認した結果、運用上は支障、差異はないものであると。

(総務法制課) はい。

(___委員) 規定を設けるほどの差異があるものはなかったという結論があるわけですね。

(総務法制課) はい。

(___委員) 分かりました。ありがとうございます。

(___委員) 今の確認ですが、公務員の氏名は、水戸市では職員録を出していることを以前審査会で伺いまして、ハではなくイの慣行としてということに引っかけて、確か名前を公開した覚えもあるのですけれど。

(総務法制課) 今___委員におっしゃっていただいたものが、今後は適用になるものです。資料の5が水戸市個人情報保護条例でございまして、第14条を御覧ください。こちらが法律でいう第78条に該当する保有個人情報の開示義務で、法律の第78条と同じ部分に当たるのですが、第2号ウの下から4行目に「当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」との記載がございまして、現在は、このウによって職員の氏名については、不開示情報の中での例外で開示とするものでございます。今後、法律として考える場合には、法律のハの部分としては、この氏名の部分がなくなっていることについて不開示情報かとなる部分ですが、イの慣行として

知ることができる情報として扱うため、開示情報となるもので、運用上開示となるものでございます。

(___委員) 特に大きな変更がないということで、よろしいでしょうか。

(総務法制課) はい。さきほど申し上げたように、実際その方がお亡くなりになっているということがもう周知の事実であれば、その方の情報は死者に関する情報でも、いわゆる保護に値する個人情報ではないと法律は規定しているので、多少なり変わる部分があるのですが、それ以外については、特にないと思います。

令和5年度から各自治体が運用を始めていくに当たりまして、国に色々と助言をいただくこともできるとなっておりますので、必要性が出た場合には、条例を改正するといった対応が必要になる場合があると思われまます。

(___委員) 大丈夫です。はい。

(___委員) 新しい法律78条第1項第2号ハの中では開示するのは職及び職務遂行の内容を限定列挙していますが、その中で氏名等を含むとはどのような解釈でしょうか。

(総務法制課) ハの部分で氏名を出すことは私の説明不足でございまして、これはハではなくてイの部分で「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とございまして、水戸市の場合、例えば職員の氏名というのは、情報公開上は全て開示するという扱いになっておりまして、特段の不開示情報として扱ってないと、慣行としても、公にする情報として扱っているということでございまして、イの部分として開示するというところで考えております。

(___委員) 今後不開示にするという方向性は出ないということでしょうか。

(総務法制課) 今の条例にもあるのですが、名前を開示することによりまして、名前を開示された個人の権利利益が害されるという場合には、不開示とする場合が出るかとは思いますが、実際はさきほどの解釈の話になり、法律上、国がそこを許容するかどうかという部分があります。

(___委員) 名前を名簿に掲載していることについて、水戸市の職員の方々は名簿で自分の名前が明らかになるというのは別に抵抗はないということですか。

(総務法制課) 氏名は公開するということで扱いを定めている状態でございますが、名簿は公開し、来た方に名前を聞かれば当然お答えしますというところで考えております。明文があるわけではないですが、そのような取扱いとしております。

(___委員) それは水戸市独自の判断か、それとも日本国内市町村がみなそのような判断になっているのでしょうか。

(総務法制課) 自治体によっては氏名を出していない自治体がございます。実際に、他の自治体の方の名前が、会議があったり、いずれか視察に行った際には当然出てくる場合がございますので、実際の調整をする部分になりますが、少なくともその一部の慣行としての部分で、水戸市の職員の氏名ならば不開示とする前提がないので開示します。開示しないという自治体については、確認を行ったり、国に意見を聞いて運用するような部分が出てくるかとは思いますが。

さきほど申し上げた水戸市の職員の氏名も必ず開示かという、そうではない場合もございますが、例えば、事業計画に関して会議で色々な意見が出ている段階で、誰がこのような発言をしたというもので全ての名前を出してしまうと、発言に萎縮してしまったり、率直な意見の交換ができない場合ですとか、特定の者しか発言しないような事態になることを避けるために、そういった会議録で氏名を不開示にするケースがございます。このことにつきましては、同じ法律でいうと第78条第1項第6号で、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じのおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」につきましては、不開示情報とする規定がありまして、先の第2号と第6号の均衡を図ってどちらを適用とするかを定める部分です。

原則は開示するという考えがございますので、第2号イによるという考えでございます。

(___委員) 分かりました。ありがとうございました。

(___委員) それは非常勤は除きますか。

(総務法制課) ここでいう、職員には非常勤職員が除かれていないので、同じ扱いと考えております。

(___委員) 県の方だと一応、警察の方が警部補以下の方は非公開と伺っているのですが、
けれど。

(総務法制課) 水戸市では、部署によって不開示とする考え方は合わないと考えており、
その事案に関して、氏名を開示すると支障があることを説明できれば不開示とする
考えになります。法律ですと、第78条第1項第7号の部分で、「国の機関、独立行
政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報で
あって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事務の性質上、
当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とあり、このそ
の他の部分として、開示することにより事務そのものに支障が出るものというもの
は、不開示とすることとなっておりますので、この部分の適用で不開示とするもの
が出てくる事があるかと思われまます。水戸市では、この部署だから不開示という考
えは前提としてはなく、まず開示となり、その上で、さきほど申し上げたように、
意見の交換等第7号の部分で名前そのものを開示すると事務に支障が出るという
判断をした時には、不開示情報として扱うという考えでございます。

(___委員) 課長級以上の人については公開するけれど、一般職員の方については私生
活があるから保護すべきだというのは、教科書的な内容なのではけれども。職員が
公開について、個人情報の取扱いについても、了解は得られているということでは
しょうか。

(総務法制課) 個別に公表しますという同意はとっていないです。考え方としましては、
自分が行っている事務について、また、お客さんに接するときもですが、その事務
を行ったこと、担当しているということを、隠す有益性、出す不利益性がないと考
えております。さきほど申し上げたように、実際の状況や、事務の状況に応じて、
その場において、その人の職氏名を出すか出さないかを判断しているので、例えば
昨今ですと、コロナの感染者で、市のどの部署で発生したという情報はホームペー
ジで公開しているところですが、氏名を出すものではないので、そういった部分で
は、実際の実務上で整合性を図っているものになります。

(___委員) 実際に実務に当たって、お名前を出して、名前を名乗った上でお互いが立
っている。だから氏名を公開することは問題ないという理解でいいですね。

(総務法制課) さきほど御指摘があったように、他の自治体が全てそうかというのと、そ
うではないところについては現行と同じで、実際にその状況に応じて出す出さない
の判断が出てくる部分と考えています。

(___委員) 大学だと結構色々な人がいるので、非常勤の人も非常勤の人だけではなく、派遣の人もいるのですけれども、派遣の人もその対象となるということは何か決まりがあるのでしょうか。

(総務法制課) 職員について、その中で誰を除くということをしていない状況です。ですので、例えば派遣の方とか、会計年度任用職員という職種に応じてというよりは、実際に携わる業務についてというところで考えております。どういった雇用形態かによって判断してはいないものとなっております。

(___委員) 大学のことしかよく分からない状態なのですが、聞いた話では、死者に関しては個人情報ではないと以前から確かそうだったと思うのですけれども、資料7の3に書いてある死者について話をしようとしても結局、今生きている人との関係になってしまうので、結局は個人情報の対象となると、そういった形の書き方だったと思うので、以前から死者に関しては個人情報ではなかったと。それが明確になったというのは、大変良かったと思います。

(総務法制課) ___委員におっしゃっていただいたように、もともと法律は、生存する個人というのを個人情報の定義で設けておりまして、それにつきまして自治体間で差があります。生存する個人と書く自治体、書かない自治体と分かれていますのですが、___委員におっしゃっていただいたように、実際はその相続する権利の話があるので、生存する個人に引き継がれる情報として扱われるようなことが多々ありますので、同じ運用となるものです。今回は法律を適用するに当たって、死者に関する情報はそこでとどまるものではなくて、当然今生存する方に引き継がれる情報も多くあるというところではございます。

ただし、そうならない扱いも出てきまして、例えばその亡くなった方の当時の健康状態といったものが、財産的なものと同じく個人情報だと言えるかというところ、そうではない場合もあるという国の見解が出されております。水戸市は、死者に関しても個人情報と扱っているのですが、今申し上げたような情報については、法律上個人情報とはせずに、また、それを条例上個人情報にすることは許容しないとなっております。ただ、いわゆる個人情報ではありませんが、別の制度を設けることは可能となっているので、そういった部分を、この法律に基づく事務とは別で定めていく必要があるかと考えているのですが、多くは___委員におっしゃっていただいたように、そのまま引き継がれる情報として扱うことができると考えております。

(___委員) 今の点というのは、本人の個人情報というわけではなく、密接な関連を持

つ生存している人を本人とする個人情報になるという扱いですか。

(総務法制課) はい。そうです。

(___委員) 個人情報は、もう権利主体ではないので。条例の内容とか備考に書いてあることは裁判例に近いような発想とと思っているのですけれども、今後名義によって何か、運用などを変えていかなければならないなどの必要性は感じられていますか。

(総務法制課) いわゆる生存する個人に限定される部分は当然ございますので、変わる部分はあるのですが、具体的に言うと、さきほど申し上げた当時の健康状態などが、個人情報ではなく、個人に関する情報としても当てはまらない部分が出てくると考えておまして、それ以外については、まだ検討がついてない部分でして、今後の運用について言いますと、さきほどの法律の第6章の個人情報保護委員会が、地方自治体に関しても国と同じように監視や助言などの意見をできるような立場の機関として設けられており、個別事案に関して助言を求められることができるものでありまして、そういった場合については助言を求めながら、運用していくことになると考えております。

(___委員) 開示請求、訂正請求、利用停止請求については法律が任意代理人を追加したというのは、これに合わせて条例も変えていくという認識でよろしいですか。

(総務法制課) そちらにつきましては、法律で任意代理人を可能とした部分でして、それを妨げるのは法律の範囲内と言えなくなってしまうため、水戸市に限らず、運用として受け入れる部分と考えております。

実際に御本人が委任したかどうかを確認していく方法については、検討が必要かと考えておまして、任意代理人による請求があった場合につきまして、本人への確認を法律上妨げているものではないので、そのことについて、規則で定めることなどの必要があると考えておりますが、条例として規定する事項はないと考えております。

(___委員) 民間企業などで、この3つの請求手続きを代行することが適切かどうかという話が出てきていますけれど、普通の代理とは異なる新しい形で、このような手続きを模索しているような印象があります。そのようなこともあって、任意代理人がどう運用されていくのか、大事かと思えます。

もう一点なのですけれども、条例要配慮個人情報について、今必要がないという認識かと思うのですが、これは今後政令を含めて照らし合わせて、新たに独自のもの

のが水戸市では必要はないということですか。

(総務法制課) はい。そのように考えております。

(___委員) 今自治体でも性的マイノリティに対する相談業務等を行っており、水戸市でもおそらくしていると思うのですが、性自認や性的嗜好が、差別を招く情報として国レベルではおそらく落ちているのではないかなと思うのですが。こういったものが、地方自治体においても今後、大事になってくるのではないかなと考えておまして、議論が必要で、今後は重要性があるものかと。コメント程度に述べさせていただきます。

(総務法制課) まず、現時点でのものということで、今後必要性があれば定めるという前提がございます。要配慮個人情報が法律ではさきほど申し上げた信条、身体的状況ですとか、大きく規定されておりまして、政令で、例として障害の状態、犯罪歴と具体的に書かれているのですが、我々としても全部が書かれているとは思わない項目になっています。性的マイノリティについてや生活保護の受給状況などの項目は政令にも記載はされてないものなのですが、条例要配慮個人情報は地域の特性に応じて定めるものでして、さきほど挙げたようなものが、水戸市独自かというところで疑義がありまして、もっと全国的な問題として挙げられている部分と認識をしております。そこについて、水戸市の特性として定めるかどうかについては今後どうするか、定める必要性があるか、考えていかななくてはとするものです。

加えて、条例要配慮個人情報を定めたときに、水戸市でそれに取得制限が付くかということ、法律上そうではないものでして、実際に障害の状態や性別といった情報は必要に応じて取得しなくてはならない情報でございます。さきほど御説明した個人情報ファイル簿が1,000人以上の規模の情報について、ファイル簿を作成して、ホームページでそれを公表するものに、条例要配慮個人情報があるかどうかを記載するような規定がありますが、話が戻りまして、生活保護の受給状況などが水戸市の特性に応じているものかと考えるとそうではないと考えるもので、___委員の意見は今後に生かさせていただきたいと思っております。

(___委員) 地域の特性その他の事情という部分が、難しいなと思うのですね。

(総務法制課) 全国的に規定を設けるかは不明なところですが、水戸市だから必要かと言われたときに、疑義となる部分です。

(___委員) 例えば、性的マイノリティに対して積極的に対応されている自治体は、入

ってくるかと。水戸市独自のまちづくりみたいなものとも関係が出てくるかと。早急に決められるようなものではないと、私も思っております。俯瞰的な目で色々検討した方がいいかと思っております、特に具体的な要望ではありません。ありがとうございます。

(議長) その部分は水戸市の原案で続けてもよろしいですか。

(___委員) はい。今後の論点かということで、扱っていただければ。ありがとうございました。

(___委員) 別紙の4番のファイルの作成及び公表につきまして、実際にどのようなものか教えていただければ。

(総務法制課) 個人情報ファイル簿について、戸籍や住民基本台帳、国民健康保険が分かりやすいかと思うのですが、そういった事務を行うに当たって、個人の氏名、生年月日、性別、住所などその事務において扱う個人情報として扱っているものを記載しているのですが、そこにマイナンバーが入る場合もありまして、この事務について、このような情報を扱っているということを記載するものになります。職員個人単位でのファイルというものではなく、課ごとの事務について、作成しているものがございます。新しい法律が適用になると、記載事項が一部、さきほどの条例要配慮個人情報などの有無の記載などが変わりますが、概ねの事項は変わらないものでして、条例が法律に変わったときに、そのことをもって公表しなくなるファイルはないと考えております。

(___委員) 教えていただきたいのですけれども、個人情報ファイル簿で1,000人以上について、昔は“人”ではなく“件”であったと思うのですが。1人の人が2件入っていれば、それは2と数えると。これは新しく変わったということでしょうか。

(総務法制課) 個人情報ファイル簿としては、変わっていないものでして、特定保有個人情報の評価書の保有については、“人”ではなく“件”でカウントします。個人情報ファイル簿につきましては“人”で算定をしているものでして、国に準じて水戸市としても定めている部分ですので、変わる部分ではないのですが、一部“件”のものもございまして、例えば、申請がありましたというときに、同じ方が複数回申請した場合には、いつこの方が申請したというカウントは難しいので、“件”としてカウントするものです。さきほどの住民基本台帳などは、異動を含めて何人かという情報は登録されているので、何人でカウントしているものがございます。

(___委員) 個人情報ファイル簿というのは各部署、使用目的によって複数あるということですか。

(総務法制課) はい。

(___委員) 市民に対して、どこの課で、どのように使われているというマトリックスなものなのですか。

(総務法制課) 事務ごとに作成しております、市民課の住民基本台帳の事務として一つのファイル、そしてマイナンバーカード交付関係事務としてまた一つとなります。

(___委員) 事務に応じて個人情報ファイル簿が存在しているということなのですね。

(総務法制課) はい。一つの課で多くのファイル簿を作成している課もありますし、一つしかない課や一つもない課もございます。

(___委員) 紙ベースで管理簿は作られているのですか。データとしてプラットフォームができていて、そこで共有されているのですか。

(総務法制課) 今は両方作っているところでございます。法律の第 74 条ですが、行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に対してどういったファイルかということ報告するようになっております。第 75 条で第 74 条の規定に基づきまして保有する個人情報ファイルについて、「それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿作成し、公表しなければならない」とされております。

現在、本市では各部署からデータと紙の両方で個人情報ファイル簿を提出していただきまして、総務法制課で保管するための紙と、公表するためのものとしているのですが、法律が適用になった際も基本的にはその考えで行う予定でございます。

(___委員) 紙でも保管しているのですか。

(総務法制課) 個人情報ファイル簿として作成したものを総務法制課の方で集約しております、保管しております。

(委員) こちらのほうで全部各課の個人情報ファイル簿が集約されていると。

(総務法制課) はい。その担当する全ての文書というわけではなく、その扱っているものについてこういうものが記載してありますという形です。

(委員) 公表するというのは、こういった形で公表されているのですか。

(総務法制課) 資料6の水戸市の規則の中で様式を定めているのですが、今回様式は割愛させていただいております。資料6の第7条第1項で、「市長は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(様式3号)を作成しなければならない。」と規定しておりまして、第4項で公表について、「市長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。」と規定していきまして、閲覧とホームページで公表するため、紙とデータと両方使っているということでございます。内容としては、事務についての目的や氏名、住所などの扱う個人情報を項目で列挙しております。

(委員) 今ホームページを開けば見られるのですか。

(総務法制課) はい。水戸市で保有する1,000人以上の規模のものでしたら、ホームページで公開をしているものでございます。

(委員) 分かりました。

(委員) 別紙の1番の手数料で、写し等を交付する場合には実費の範囲内というのは、別途規定を設けているのでしょうか。個人的なイメージですと、住民票は1通350円とかそういう感じで。

(総務法制課) 写し等の交付に関する実費については、紙代やCD-ROM代としての実費としていきまして、閲覧だけでしたら無料ですが、媒体を持っていく場合にはその実費として、今ですとA4片面10円、CD-ROMですと1枚200円と定めております。

他の証明書などについては、事務費等を取り込んだ費用として設定しているものとは、異なるものです。

(委員) 例えばインターネット上のシステムやメールでPDFファイルが画面で出

てくるようにして、自分で印刷ということは想定していないのですか。

(総務法制課) 現状行っていないところでして、個人情報に係る請求は本人と法定代理人に、法適用後も任意代理人が含まれた上で、この適格性を確認して受けた上で、相手に送るというものでして、原則本人に来ていただくなり、本人が手続き上出していたいただいた住民票の写しの記載先に郵送するのですが、メールで送るといった対応をしていない部分でございまして、今後につきましては検討していかなければならないものではあると思うのですが、現状は難しいところです。

(___委員) 確定申告のイータックス、あるいはコンビニで住民票取得したりなど、あれは窓口で本人確認された本人が自ら何か証明をもって行うという。現段階では、水戸市ではゆくゆくはそういうところも検討すると、またこの実費の範囲というのが変わってくると。

(総務法制課) さきほどの紙代で考えますと、かからないものになってくるので、メールで送るようになると変わる部分と思うのですが、検討させていただければと思います。

(___委員) 規則の第 20 条第 1 項で、今の御説明の費用というのは書かれていますか。

(総務法制課) はい。

(___委員) この第 5 号で、新たな写しの交付方法が出たときには対応できるのではないかなと読めるのですが、そういう形でよろしいですか。

(総務法制課) 規定としては適用ができると考えるのですが、実際に実施するとなったときに、第 1 号から第 4 号にありますように具体的に記載ができるのであれば、そちらが適正だと考えるので、実際にその手法ができた段階で、今の第 5 号の適用が適正か。第 5 号というのは運用ができる規定ではあるのですが、一般の方が例規を見て具体的にいくらか分からないというのは、本質的にはあまりよい規定ではないと考えておりますので、その手法が紙の交付に並ぶようなものだとすると、規定を具体的に設けることが適当かと考えるところです。その判断によるのですが、できればそういう手法を取ればと考えております。

(___委員) 分かりました。その前の第 19 条に開示の方法が細かく書いてありました

ね。

(総務法制課) 資料6の第19条が開示の方法として、閲覧する方法や物を渡すときには、紙によること、CD-ROMによることなどが定められておりまして、第20条ではそれを交付する場合の実際の金額を規定をしているものになりまして、こちらにつきましては、この新しい法律の適用後につきましても、条例上は費用を負担していただくというものを決めた上で、規則で同じように細かい部分を決めるような運用とする予定でございます。

(議長) その他特になければ、今までの皆様から御質問、御意見をいただきまして、私の判断といたしましては、運用に関する御質問や、今後の御意見と承りました。そうしますと、審議会の意見としましては、水戸市の方からこの別紙で挙げていただきました内容でよろしいということで、どうでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) ここで少し休憩とします。

(休憩 答申案の書面作成後、各委員に配布)

(議長) 答申について、この形でよろしいでしょうか。

(委員の了承を得る。)

(議長) それでは、答申を行います。

(議長答申)

(議長) 活発な御意見と審議をありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第1回水戸市個人情報保護運営審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上